

第7部 任意継続加入者制度

第1章 制度の内容……………	1017	第3章 任意継続加入者の短期給付 など……………	1035
はじめに……………	1017	第1節 任意継続加入者の短期 給付と特例……………	1035
第1節 任意継続加入者となる ための要件など……………	1017	第2節 請求手続きと給付金の 支払い……………	1035
第2節 申し出手続き及び任意 継続掛金の納付方法……………	1019	第3節 任意継続加入者資格喪失 後の給付……………	1035
第3節 任意継続加入者にかかる 介護分掛金……………	1023	第4節 福祉事業……………	1036
第4節 前納割引制度のあらまし と手続き……………	1024	第5節 刊行物……………	1038
第5節 任意継続掛金納付証明書 の交付……………	1027		
第2章 任意継続加入者の異動関係 ……………	1029		
第1節 資格喪失事由……………	1029		
第2節 任意継続加入者の資格 喪失の手続き……………	1029		
第3節 任意継続加入者の資格 事項の異動……………	1032		

第1章 制度の内容

はじめに

任意継続加入者制度は、加入者資格を喪失した後も引き続いて短期給付及び福祉事業を受けたい旨の本人の申し出に基づき、2年間の範囲で認めるといふ制度です。〔国共済法第126条の5〕

第1節 任意継続加入者となるための要件など

1 任意継続加入者になれる人

- ① 退職の日まで引き続き1年と1日以上（過去の任意継続加入者であった期間はこの期間には該当しません）加入者であった人

〔注〕 前任校から継続して加入者期間がある場合は、引き続き加入者期間となります。

- ② 退職の日から20日以内に、任意継続加入者となることを私学事業団に申し出た人
- ③ 払込期日（納期限）までに、「任意継続掛金」を私学事業団に納付した人（P.1020「3任意継続掛金の納付方法」参照）

上記①～③の条件をすべて満たした人が任意継続加入者になります。

2 任意継続加入者になれる期間

前記1の資格を満たした人は、退職の日の翌日から2年間任意継続加入者になります。ただし、後期高齢者医療制度の適用となった場合（75歳になったとき又は65歳以上75歳未満で広域連合から障害の認定を受けた場合）は、75歳の誕生日の前日まで、又は、障害の認定を受けた日の前日までとなります。なお、本人の申し出により期間満了前に資格を喪失することも

できます。

3 任意継続掛金

- 1) 任意継続掛金は全額加入者の負担になります。
- 2) 任意継続掛金額は、退職時の標準報酬月額に任意継続掛金率を乗じた額となります。退職後の収入に増減が生じて、任意継続期間中の掛金額は変わりません。

ただし、次の場合は任意継続掛金額が変更になります。

- ① 掛金率が変わったとき
- ② 退職時の標準報酬月額が上限額に該当している場合で、上限額が変更になったとき
- 3) 任意継続掛金は前納制です。
- 4) 任意継続掛金の納付方法は次の3種類があり、加入申し込み時に選択することになっています(P.1020「3 任意継続掛金の納付方法」参照)。

①半期ごとの前納 ②年度末までの一括納付

③毎月納付（口座振替含む）

〔注1〕 ①及び②については、一定の割引があります（P.1024参照）。

〔注2〕 任意継続掛金納付通知書は、ゆうちょ銀行専用用紙です。他の金融機関では使用できません。

4 任意継続掛金の算定の基礎となる標準報酬月額

任意継続加入者にかかる標準報酬月額は、次の(1)及び(2)に掲げる額のうちのいずれか少ない額となります。〔共済規程第19条〕

- ① 当該者の退職時の標準報酬月額
- ② 任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（令和5年度は380,000円）

前年度の9月30日における短期給付の適用を受ける全加入者（任意継続加入者を含みます）の標準報酬月額の平均額を報酬月額とみなして標準報酬月額表にあてはめた場合の標準報酬月額が上限額となります。

〔注〕 次年度以降の任意継続掛金額は、退職後の収入の増減によって変更することはありません。ただし、標準報酬月額の上限額に該当する人は、上限額の変更に伴い次年度以降の掛金額に変更が生じることがあります。

5 任意継続掛金の取り扱い

- 1) 任意継続加入者となった日の属する月分から任意継続加入者の資格を喪失する日の属する月の前月分までの掛金を払い込むことになります。
- 2) 再就職等により月の途中で任意継続加入者の資格を喪失するときは、その月分の掛金は払い込む必要はありません。ただし、任意継続加入者の資格を取得し、同一月内にその資格を喪失するときは、1か月としその月分の掛金を払い込むことが必要です。
- 3) 40歳以上65歳未満の任意継続加入者は、介護分掛金を併せて払い込むことになります。
- 4) 任意継続加入者が資格を喪失したとき、資格喪失日の属する月以降（任意継続の資格取得をした当月に喪失したときは、資格喪失日の属する月の翌月以降。以下同じ）の掛金をすでに払い込みしていた場合、資格喪失手続き完了後に、資格喪失日の属する月以降分の掛金は還付します。還付については、任意継続加入者確認通知書に同封の「任意継続掛金・介護掛金還付請求書」を提出してください。

6 任意継続掛金早見表

「任意継続掛金早見表」は、標準報酬月額の上限額を算定した後に作成し、学校法人等宛てに送付します。私学共済ホームページにも掲載します。

第2節 申し出手続き及び任意継続掛金の納付方法

1 申し出手続き

学校法人等は、退職時に任意継続加入者制度について説明を行い、希望の有無を確認し、希望する場合には、退職日から20日以内に手続きを

してください。「資格喪失報告書」と「任意継続加入者申出書」が1枚の用紙（以下「任意継続加入者申出書」といいます）となっていますので、この用紙のうち上半分の資格喪失報告書部分については、学校法人等において所定の事項を記入し、また、下半分の任意継続加入者申出書部分については本人が記入し、学校法人等から私学事業団に提出してください。

なお、任意継続加入者申出書によって、資格喪失の報告をした場合は、通常の「資格喪失報告書」による報告は不要です。

〔注〕 在職中に認定されている被扶養者がある場合は、改めて被扶養者の認定申請をする必要はありません。ただし、任意継続加入者となる日以後に新たに被扶養者の要件を備え、又は欠くに至った場合は本人が直接私学事業団に「被扶養者認定（又は取消）申請書」を提出することになります。

2 「任意継続加入者証」等の送付

「任意継続加入者申出書」に基づき任意継続加入者として資格を確認すると、次のものを任意継続加入者の登録住所宛てに送付します。

- ・任意継続加入者証（任意継続加入者被扶養者証）
- ・納付通知書（ゆうちょ銀行専用）
- ・預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組・毎月納付を希望した人に同封します）
- ・任意継続加入者のしおり

〔注〕 加入者番号は在職中と同じです。

在職中に加入者被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の交付を受けていた人には、これらの証も同封します。

「任意継続加入者のしおり」には、「任意継続加入者資格喪失申出書」、「任意継続加入者異動届書」及び「納付方法変更依頼書」の用紙を綴じ込んであります。必要な時に切り離して使用してください。

3 任意継続掛金の納付方法

任意継続掛金の納付方法は次の3種類があり、加入申し込み時に必ずい

いずれかを選択してください。

- ①半期ごとの前納 ②年度末までの一括納付
- ③毎月納付（口座振替含む）

1) ③を選んだ人のうち、口座振替の手続きをする場合

(1) 手続き

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（3枚綴り）を、加入者証等と合わせて送付します。署名、銀行印捺印のうえ、任意継続加入時に届出書に記入した登録口座のある金融機関で確認印を受けたあと、私学事業団へ提出してください（ただし、ゆうちょ銀行の場合、確認印は不要です）。手続きが完了すると、「任意継続掛金の口座振替開始について（連絡）」を送付します。振り替えが開始となるまでは、加入者証等に同封の納付通知書により、ゆうちょ銀行（郵便局）から掛金を払い込んでください。

(2) 振替口座

口座振替ができるのは、任意継続加入時に申し出た口座に限ります。

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」には、申し出た口座を振替口座として印字してあります。

(3) 振替日

振替日は毎月28日（金融機関休業日の場合、翌営業日）の1回限りです。振り替えができなかった場合、その月分の納付通知書を送りますので、ゆうちょ銀行（郵便局）から払い込んでください。

(4) 振替開始月

毎月20日までに「預金口座振替依頼書・自動払込申込書」を受け付けた場合、原則として翌月から振り替えを開始します（ゆうちょ銀行の場合は翌々月から）。

振り替えの開始月は「任意継続掛金口座振替の開始について（連絡）」に記載してあります。

(5) 領収書

第7部 任意継続加入者制度

領収書は発行しません。毎年10月又は1月に「任意継続掛金納付証明書」を交付します。

(6) 振替口座の変更

振替口座を変更する場合、任意継続加入者のしおりに綴り込んである「任意継続加入者異動届書」を提出し、まず登録口座を変更してください。その変更が確認されたあと、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」を送付しますので、改めて手続きをしてください。

2) ③を選んだ人のうち口座振替の手続きをしない場合又は①、②を選んだ場合

(1) 手続き

それぞれの納付方法に基づき年度単位で納付通知書を送付しますので、払い込み期日（納期限）までにゆうちょ銀行（郵便局）から払い込んでください。

〔注1〕 納付通知書はゆうちょ銀行専用用紙です。他の金融機関では使用できません。

〔注2〕 ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口又はATMから現金で払い込む場合、納付通知書1枚につき110円の手数料が発生します。ゆうちょ銀行の通帳・キャッシュカードでの払い込みについては手数料は発生しません。

(2) 納期限

原則として前払いです。納期限は納付通知書に印字してあります。

任意継続掛金を納期限までに払い込まなかったときは、任意継続加入者の資格を喪失しますので注意してください。

第3節 任意継続加入者にかかる介護分掛金

1 対象者

40歳以上65歳未満の任意継続加入者及び被扶養者は介護保険法で規定する医療保険加入者（第2号被保険者）となります。

〔注〕 介護分掛金の特例徴収〔共済法附則第27項〕はP.989参照

2 介護保険法の第2号被保険者から除外される人

任意継続加入者についても、加入者と同様の取り扱いとなります（P.985参照）。ただし、任意継続加入者期間に標記に該当した場合の届け出は、学校法人等を通す必要はありません。本人が直接私学事業団に届け出ることになります。

3 介護分掛金の取り扱い

介護分掛金は、任意継続掛金とは別々に計算し、任意継続掛金に各月分ごとに上乗せ（合算）して払い込むことになります。

4 任意継続の資格取得月と第2号被保険者の資格取得月との関係

1) 任意継続加入者の資格取得月に40歳以上65歳未満の人

任意継続加入者の資格取得月分から介護分掛金を払い込むこととなります。

2) 年度途中で40歳以上となる人

第2号被保険者の資格取得月分から介護分掛金を合算した額を払い込むこととなります。

3) 年度途中で65歳に到達する人

65歳に達した月の前月までは介護分掛金を合算した額を払い込むことになり、65歳に達した月分以後は、任意継続掛金のみ払い込むこととなります。

〈事例〉

① 任意継続加入者	介護分掛金	
	任意継続掛金	
② 任意継続加入者	40歳	介護分掛金
	任意継続掛金	
③ 任意継続加入者	介護分掛金	65歳
	任意継続掛金	

5 「介護掛金確認通知書」及び「介護保険に係る確認連絡書」の扱い

介護分掛金対象期間及び介護分掛金額を表示します。

また、介護保険法の第2号被保険者から除外される人についても、任意継続加入者からの届け出に基づいて「介護保険に係る確認連絡書」を送付します。

6 任意継続加入者用介護分掛金額

介護分掛金についても、「任意継続掛金早見表」に掲載しています。

第4節 前納割引制度のあらましと手続き

1 任意継続掛金の前納制度

任意継続掛金の前納は、原則として4月分から9月分もしくは10月分から翌年3月分までの6か月間（半期ごとの前納）、又は4月分から翌年3月分までの12か月間（年度末までの一括納付）を単位としており、一定の割引が受けられます。

しかし、年度途中で任意継続加入者になったり、任意継続加入者でなくなる場合は、次の要件を満たす場合に限り割引の取り扱いをします。

1) 年度途中で任意継続加入者になるとき

任意継続加入者の資格取得月の翌月分から9月分又は3月分までに、

割引の対象となる月が2か月以上ある場合

2) 年度途中で任意継続加入者でなくなるとき

4月分又は10月分から、任意継続加入者でなくなる月分までに、割引の対象となる月が2か月以上ある場合

2 介護分掛金の前納制度

任意継続掛金同様、「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」による前納制度の適用があり、前納期間に対応した割引があります。

1) 任意継続加入者の資格取得月に40歳以上65歳未満の人

任意継続の資格取得月に任意継続掛金及び介護分掛金を一括して前納することになります。

〔注〕 資格取得月を除く2か月目から前納期間に対応した割引となります（以下2）3）も同じ）。

2) 年度途中で40歳となる人

各々資格取得月が異なりますので、任意継続掛金の前納分及び介護分掛金の前納分は、前納期間に対応した割引となります。この場合、任意継続の資格取得月に介護分掛金を含め、一括して前納することになります。

3) 年度途中で65歳に到達する人

任意継続の資格取得月から65歳到達月の前月分までの前納期間に対応した割引となります。上記1)同様、一括して前納することになります。

3 前納掛金額

前納の納付方法によって納付すべき任意継続掛金額（介護分掛金を含みます）は、対象となる期間の各月の掛金の合計額（通常納付額）から一定率（年4.0%の月ごとの複利計算）による控除額の合計額を控除した金額です（実際の金額は「任意継続掛金早見表」で確認してください）。

〔注〕 資格取得日の属する月分の掛金は前納割引の対象となりません（介護分掛金も同じです）。

4 前納割引制度の申し出

任意継続加入者申出書による資格取得の申し出の際、「任意継続掛金払込方法」欄の「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」の希望するいずれかの項目番号を○で囲んでください。

〔注〕「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」のいずれかの方法を選択する場合、年度途中で任意継続加入者になる時の当該年度末までの月数にかかわらず、希望する項目番号を必ず○で囲んでください。

次年度以後の納付通知書は年度ごとに、その選択された納付方法に基づく前納割引額を記載して、二枚（「半期ごとの前納」）又は一枚（「年度末までの一括納付」）を3月上旬に送付します（3月末納期限。口座振替者は除きます）。

5 納付方法の変更

資格取得申し出の際に選択した任意継続掛金の納付方法について、やむを得ない事情により変更を希望する場合は「納付方法変更依頼書」を提出してください。

ただし、「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」による払い込みを選択している人が変更を希望する場合は、申し出できる期限がありますのでご注意ください。「納付方法変更依頼書」を提出する際は、前納対象期間の始期（4月又は10月）から変更する旨を事前に申し出てください（始期が4月の場合は1月末日までに、始期が10月からの場合は7月末日までに申し出となります）。手続きが完了すると、「納付通知書」を送付します。

毎月納付（口座振替含む）への変更を希望した人には「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」を送付しますので、署名・銀行印を捺印のうえ、振り替えを希望する預金口座のある金融機関で確認印を受けたあと、私学事業団へ提出してください（ただし、ゆうちょ銀行の場合、

確認は不要です)。手続きが完了すると、「任意継続掛金口座振替開始について(連絡)」を送付します。

「納付方法変更依頼書」は「任意継続加入者のしおり」に綴じ込んであるもの又は私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードしたものを使用してください。

第5節 任意継続掛金納付証明書の交付

任意継続掛金は社会保険料控除の対象となります。私学事業団では当該年分の「任意継続掛金納付証明書」を、10月末頃に任意継続加入者の届け出住所宛てに送付しますので、年末調整又は確定申告に使用してください。

なお、任意継続掛金を納付通知書で払い込む場合、金融機関から交付される「振替払込請求書兼受領証」を使用することもできます。

また、11月以降に任意継続の資格を取得した人、又は11月以降に初めて入金を確認できた人には、翌年1月末に前年分の「任意継続掛金納付証明書」を送付します。

第2章 任意継続加入者の異動関係

第1節 資格喪失事由

任意継続加入者が次のいずれかに該当したときは、その翌日（④、⑥に該当したときはその日）から、任意継続加入者の資格を喪失します。〔国共済法第126条の5第5項〕

- ① 任意継続加入者となった日から2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 任意継続掛金を払込期日までに払い込まなかったとき
- ④ 再就職等により、再び私学共済制度の加入者又は他の共済組合の組合員・健康保険もしくは船員保険の被保険者となったとき
- ⑤ 任意継続加入者でなくなる旨を私学事業団に申し出た場合において、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき（P.155参照）

第2節 任意継続加入者の資格喪失の手続き

任意継続加入者が、任意継続加入期間の途中で資格喪失を希望する場合は、「任意継続加入者資格喪失申出書」を任意継続加入者が直接私学事業団に提出してください。

2年間の加入期間満了、75歳に達したことによる資格喪失や再度私学共済制度の加入者となる場合は、申し出の手続きは必要ありません。

- 1 任意継続加入者の希望による場合（国民健康保険〈医師国保等国民健康保険組合を含みます〉に加入する、健康保険の被扶養者になる、

海外に出国するなど)

申し出が受理された月の末日までの加入となりますので、切り替えたい月の前月に「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出してください。

この場合、月の途中での喪失や、遡っての資格喪失はできません。任意継続の資格喪失の手続きをしてから、国民健康保険に加入、又は被扶養者の認定を受けることになります。

〈例〉 3月末日まで任意継続加入者制度に加入し、4月1日から国民健康保険へ切り替えたい場合

3月1日から3月31日までに「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出

2 任意継続加入者が死亡した場合

「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出してください。

3 私立学校に再就職し、私学共済制度に再資格取得する場合

再就職した学校法人等が提出する再資格取得報告により喪失処理を行いますので、「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出は不要です。

また、被扶養者が認定されているときは引き続き認定されますので、「被扶養者認定申請書」の上部余白に任意継続の加入者番号及び任意継続加入者からの再取得である旨を必ず朱書きして「資格取得報告書」と一緒に提出してください（P.45(7)参照）。

4 私学共済制度以外の医療保険制度（健康保険組合等）に加入する場合

「任意継続加入者資格喪失申出書」に、就職先の医療保険の被保険者証や組合員証等の写しを添付し提出してください。

5 後期高齢者医療制度の被保険者となった場合（75歳到達によるものを除きます）

「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に後期高齢者医療制度の被保険者証の写しを添付し提出してください（P.161参照）。

6 任意継続期間満了

任意継続加入者となってから2年が経過すると、任意継続加入者の資格が喪失しますので、満了となる月に任意継続加入者宛てに通知を送付します。

7 75歳到達

任意継続加入者が75歳に達して後期高齢者医療制度の適用を受けると、任意継続加入者の資格が喪失となりますので、75歳到達月前月に任意継続加入者宛てに通知を送付します。

8 資格証明書の交付

任意継続加入者が資格を喪失し、国民健康保険など他の医療保険制度に加入する際には、「任意継続加入者でなくなったことの証明書」が必要となります。そのため、前記1, 2, 5, 6, 7に該当した場合は、任意継続加入者宛てに「資格証明書」を送付します。

9 加入者証等の返納

任意継続加入者証の有効期限は、資格取得から2年間又は、2年以内に75歳に達する場合は、75歳の誕生日の前日を記しています。

任意継続の加入者資格が喪失となったとき又は「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出するときは、任意継続加入者証（加入者被扶養者証、高齢受給者証等を含みます）を直接私学事業団に返納してください。

10 任意継続掛金の還付

任意継続加入者が資格喪失をしたとき、資格喪失日の属する月以降（任意継続の資格取得をした当月に喪失したときは、資格喪失日の属する月の翌月以降。以下同じ）の掛金の払い込みをすでにしていた場合（口座振替により振り替えられた場合を含みます）、資格喪失の手続き完了後に、資格喪失日の属する月以降分の掛金は還付します。

第3節 任意継続加入者の資格事項の異動

任意継続加入者にかかる資格事項の異動報告などは、次の方法で手続きしてください。また、報告書や申請書などは、直接私学事業団へ提出してください。

- 1) 任意継続加入者の氏名及び被扶養者の氏名の変更・訂正、住所・電話番号及び給付金の送付先の変更・訂正については、「任意継続加入者異動届書」で手続きしてください（口座振替者には後日、口座振替の手続き用紙を送りますので、再度手続きしてください）。

なお、氏名の変更及び訂正については、運転免許証の写し・パスポートの写し・住民票（マイナンバーの記載のないもの）等のうちいずれか一通を添付して提出してください。

- 2) 任意継続加入者の帰国や来日等でマイナンバーが新規に付番されたときや、マイナンバーに変更があったとき等は、「マイナンバー更新連絡票」で報告してください。

なお、その場合は、次の①又は②を添付してください。

①「マイナンバーカード」の写し

②番号確認として

・「通知カード」（デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されており変更がない場合又は同日前に正しく変更手続きが取られている場合に限り）の写し、又は「住民票（マイナンバーの記載のあるもの）」のいずれか1点

本人確認として

・「運転免許証」の写し、又は「パスポート」の写しのいずれか1点

- 3) 被扶養者の認定は「被扶養者認定申請書」を、被扶養者の取り消しは「被扶養者取消申請書」を提出してください。在職の加入者と同じ

様式です。原則として、在職の加入者と同様の添付書類が必要です。

また、任意継続加入者証や任意継続加入者被扶養者証の再交付については、「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」を提出してください。在職の加入者と同じ様式です。本人確認書類として、運転免許証の写し・パスポートの写し・住民票（マイナンバーの記載のないもの）のうちいずれか一通を添付してください。

なお、これらの申請書には、欄外に朱書きで「任継」と明記し、「学校法人等所在地」欄には任意継続加入者の住所を、「学校法人等代表者名」欄には任意継続加入者の氏名を記入してください。

- 4) 被扶養者の帰国や来日等でマイナンバーが新規に付番されたときや、マイナンバーに変更があったとき等は、「マイナンバー更新連絡票」で報告してください。その報告の際のマイナンバーにかかる番号確認は、加入者が行うこととなります（番号確認にかかる添付書類は添付しないでください）。

第3章 任意継続加入者の短期給付など

第1節 任意継続加入者の短期給付と特例

任意継続加入者が受けられる短期給付の種類や支給要件は、法定給付、付加給付、一部負担金払戻金とも加入者（在職中であったとき）とほぼ同様となっています（休業給付を除きます）。それぞれの給付支給要件や給付内容については、「短期給付」（P.177）を参照してください。

第2節 請求手続きと給付金の支払い

加入者の場合と同じ請求用紙を使用しますが、提出に当たっては各種請求書の余白に必ず「任継」と朱書し、原則として学校法人等を通さずに直接私学事業団に提出してください。

給付金は、あらかじめ本人が私学事業団へ届け出ている本人の預金口座に振り込みます。

第3節 任意継続加入者資格喪失後の給付

任意継続加入者資格喪失後の出産、死亡についても出産費、埋葬料が支給される場合があります（P.253、P.257参照）。この場合、「退職」とあるのは、「任意継続加入者の資格喪失」と読み替えてください。

第4節 福祉事業

任意継続加入者は、原則として、加入者のときと同様に福祉事業を利用できます。利用方法等については、以下のとおりです。

1 保健事業

加入者であった期間と同様に利用できますが、次の点にご注意ください。

- 1) 特定健康診査受診券及び特定保健指導利用券は、40歳から74歳の任意継続加入者の届け出住所宛てに直接送付します。
- 2) 人間ドック利用補助金請求書は、直接私学事業団に提出してください。
なお、補助金は私学事業団から任意継続加入者が予め私学事業団に届け出た登録口座に直接送金します。
- 3) 永年勤続加入者直営施設利用優待券の贈呈は、任意継続加入者は、対象とはなりません。
- 4) 加入者向広報「共済だよりレター」や私学共済ブックは直接任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。
- 5) 積立共済年金及び共済定期保険の新規加入はできません。
- 6) 各ブロックが実施するイベントの内容の日程、申し込み方法等については、各ブロック誌で確認してください（P.715「全国共通の保健事業」、P.761「地域保健事業」参照）。

2 医療施設（東京臨海病院）

加入者と同様に、医療費にかかる一部負担額を入院・外来とも1割負担としています。さらに、加入者や被扶養者が入院した場合、入院室料差額の割引をしています。また、併設している健康医学センターも割引料金で利用できます（P.767参照）。

3 積立貯金

任意継続加入者は、私学事業団の積立貯金を利用することはできません。加入者であった期間の積立金がある場合は、すぐに解約の手続きをしてください。解約手続きをしないと、積立金は預り金となり利息はつきません (P.785参照)。

4 積立共済年金

積立共済年金に加入している人が任意継続加入者となり、積立共済年金脱退の申し出がない場合、任意継続加入期間中は継続扱いとなりますが、65歳に達したときは掛金積み立て（払い込み）満了となります。

また、任意継続加入中に口数の変更（増・減口、中途一時払）を希望する場合は、年2回の申込期間内に貯金係へ照会してください (P.811参照)。

5 共済定期保険

共済定期保険の個人コースに加入している人が任意継続加入者となり、共済定期保険脱退の申し出がない場合、任意継続加入期間中は継続扱いとなります。また、任意継続脱退後も、条件 (P.864参照) を満たす人は自動継続となります。ただし、長期休業補償コースについては、任意継続加入者は加入することができませんので、自動的に脱退となります。脱退を希望する場合は、退職時の脱退と同様の手続き (P.873参照) をしてください。

また任意継続加入中に加入内容を変更したい場合は、貯金係へ照会してください。変更手続きは後期申込期間において、減口及び脱退のみ可能となります (P.875参照)。

6 生涯生活設計の支援事業

「生涯生活設計セミナー」への参加や「通信研修・通信講座」の割引・斡旋を利用できます。申し込み・利用方法等については、ブロック広報誌や私学共済ホームページで最新の情報を確認してください (P.899参照)。

7 貸付け

任意継続加入者は、私学事業団の加入者貸付を利用することはできません。

加入者であった期間に貸付けを受けている場合は、学校を退職した時点で全額償還することになります（P.956「8 退職する借受人の償還手続き」参照）。

第5節 刊 行 物

1 任意継続加入者のしおり

掛金の払い込み方法や期日、任意継続加入者の諸手続きなどが書かれているもので、任意継続加入者の資格を取得したときに、任意継続加入者証と一緒に送付します。

また、「任意継続加入者資格喪失申出書」や「任意継続加入者異動届書」、「納付方法変更依頼書」の用紙も綴じ込んでいます（P.1029、P.1032参照）。

2 私学共済ブック

任意継続加入者期間中は、在職中に配付した私学共済ブックを継続して使用できます。改訂版を作成したときは、任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

3 加入者向広報「共済だより レター」

加入者向けの広報誌で、任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

4 各ブロック広報誌

地域保健事業をお知らせするためのブロック広報誌を、加入者向広報「共済だより レター」に同封して任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

ただし、任意継続加入者の所属ブロックは、加入者であった当時のブロックではなく住所地によるものとなります。